

取引先各位

特定金属くずのお買取りに関するお願い

平素より弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。2026 年 6 月 1 日に「金属盗対策法」（正式名称：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律）が施行されました。これに伴い、主として銅を含む金属くず（電線、銅線、銅スクラップ等）をお持ち込みいただく際には、恐れ入りますが法令に基づき、下記の通り、本人確認を実施させていただきます。なお、対象となる金属くずをお持ち込みの際は、本人確認書類をご提示いただきますようお願いいたします。

1. 取引記録の保存について

法令に基づき、取引先名、住所、持込担当者名等および取引内容（日時、品目、数量、金額等）を記録し、一定期間保存いたします。取得した情報は、法令に基づき適切に管理し、正当な目的以外には使用いたしません。スムーズなお取引のため、工場へお持ち込みの際は、必要書類をご準備いただきますようお願いいたします。お客様にはご不便をお掛けいたしますが、金属盗難防止および法令遵守のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 法人の取引先様

(1) 対象となる金属くずのお取引の際は、以下の書類をご提示ください。

【本人確認書類の例】

・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）または印鑑登録証明書の写し

※初回取引時や登録内容に変更があった場合にご提出をお願いする場合がございます。

(2) 金属くずをお持ち込みいただくご担当者様の本人確認書類をご提示ください。

【本人確認書類の例】

・運転免許証

・マイナンバーカード

・在留カード

・その他官公署が発行した顔写真付き身分証明書

※本人確認書類をご提示いただけない場合は、法令に基づきお買取りをお受けできません。

3. 個人・個人事業主の取引先様

対象となる金属くずのお取引の際は、以下の書類をご提示ください。

【本人確認書類の例】

・運転免許証

・マイナンバーカード

・在留カード

・その他官公署が発行した顔写真付き身分証明書

※本人確認書類をご提示いただけない場合は、法令に基づきお買取りをお受けできません。

法令に基づき取得した情報は適切に管理、正当な目的以外には使用いたしません。お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。